

平成28年度 第9回豊能町教育委員会会議（12月定例会）会議録

日 時： 平成28年12月22日（木）午前9時30分～

場 所： 豊能町役場（2階）大会議室

出席者：	教育長	新谷 芳宏
	教育委員	太田 佳子（教育長職務代理）
	教育委員	岸本 恵子
	教育委員	川村 新
	教育委員	宮崎 純光
事務局：	教育次長	板倉 忠
	教育総務課長	塩山 博之
	教育支援課長	小田 恵美子
	生涯学習課長	小嶋 均
	教育支援課子ども支援室長	川西 弥生
	教育総務課課長補佐	入江 太志
	教育総務課主査	奥 文彦

傍聴者：1名

会議次第

1. 議長（教育長）あいさつ

2. 議 事

審議事項

- ・第12号議案 平成28年度豊能町要保護準要保護児童生徒の認定について
- ・第13号議案 豊能町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則改正の件

3. 各課、室の報告について

開会 午前9時30分

1. 議長（教育長）あいさつ

議 長：本日の出席者は5名である。過半数に達しているなので、ただいまから12月度の定例会を開会する。会議録署名人を太田教育長職務代理にお願いする。

2. 議 事

議 長：本日は、審議事項 2 件を議題とする。

議 長：第 1 2 号議案は、対象世帯の所得や生活状況など個人情報を多く取り扱うので、豊能町教育委員会会議規則第 5 条の規定により秘密会として審議したいと思う。

(委員：全員異議なし)

議 長：全員異議なしと認めるので、第 1 2 号議案は、秘密会とする。

議 長：それでは、第 1 2 号議案「平成 2 8 年度豊能町要保護準要保護児童生徒の認定について」事務局より提案説明を求める。

事務局：(第 1 2 号議案について、議案書、資料に基づき説明)

(質疑応答)

議 長：質疑を終結し、採決を行う。

提案のあった第 1 2 号議案「平成 2 8 年度豊能町要保護準要保護児童生徒の認定について」賛成の方の挙手を求める。

議 長：挙手全員である。よって、第 1 2 号議案は可決された。第 1 2 号議案の審議が終了したので、秘密会を解く。

議 長：次に第 1 3 号議案「豊能町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則改正の件」について、事務局より提案説明を求める。

事務局：(第 1 3 号議案について、議案書、資料に基づき説明)

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正されたことに伴い、大阪府の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例も一部改正されることとなった。これにより、本規則においても所要の改正を行うものである。

改正の内容は、校長が処理を行うこととされる職員の休暇の種類に「介護時間」が追加されたものである。

議 長：ただ今の提案説明に対する質疑を求める。

委 員：介護時間の取得単位は。

事務局：1 日あたり 2 時間を限度に取得できる。ただし、無給休暇であるので、取得時間に応

じて給与は減額される。

委員：1時間ごとに取得可能か。

事務局：15分単位で取得可能である。

委員：介護時間の取得期間はいつまでか。毎年、この休暇を取得できるのか。

事務局：3年の期間内において取得可能である。

委員：男性職員、女性職員ともに取得できるのか。

事務局：性別を問わず取得できる。

委員：取得可能期間が3年というのは、飛び石で1年おきに取得して合計3年とすることはできるのか。

事務局：介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において取得可能である。

委員：従来の介護休暇はいつでも取得できるのか。

事務局：180日の期間を限度として取得できる。

委員：これは法律に定められたものか。

事務局：大阪府の条例に基づくものである。

議長：質疑を終結し、採決を行う。

提案のあった第13号議案「豊能町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則改正の件」について賛成の方の挙手を求める。

議長：挙手全員である。よって、第13号議案は可決された。次に、事務局より2件報告があるので、説明を求める。

事務局：1件目であるが、12月19日に発生した光風台小学校児童の救急車による救急搬送事案について報告する。現在、詳細は調査中であるため、概略のみとする。

12月19日(木)、光風台小学校において、算数の授業中児童への行き過ぎた指導により、児童が廊下の床で後頭部を打ち、意識混濁等の症状を訴えたため、救急車の出

場を要請し、救急搬送したというものである。

病院の診断の結果は脳しんとうで、児童は受診後帰宅した。

議 長：このようなことが発生し申し訳ない。今後、このようなことが起きないように、学校に対して指導していきたい。

議 長：2件目は私からであるが、平成29年度の教育指針に関する私の素案をお示しする。内容は9点ある。うち、4点は昨年度から継続のものであるが、5点は新規のものである。今回、各委員にお示しして、1月度の教育委員会議で協議いただきたい。

議 長：それでは続いて、前回定例会以降の事務局各課・室について報告を求める。

事務局：○町議会12月定例会の報告について

○平成29年度憲法記念日知事表彰について

○病原性大腸菌（O157）の発症について

○町PTA研究大会について

○「育児の日」報告について

○母親委員会の研修について

○スポーツセンターシート指定管理者の決定について

○フロアカーリング大会について

○オオサカンのクリスマスコンサートについて

○成人式について

委 員：町議会12月定例会の一般質問中、「吉川中学校のテニスコートにおけるトラブルと対策」と「中学校チャレンジテストは高校入試に不公平になることについて」の2点について、詳細を教えてください。

事務局：吉川中学校において、ソフトテニス部の部活動中、打ち返した球がフェンスを越えて町道に出たところ、通過した自動車前面に当たった事案があった。運転されていたのは町民の方で、いったん帰宅された後、学校に連絡された。学校には球が飛び出さないよう対策してくださいとのことであった。対応としては、簡易ではあるがフェンスの嵩上げのためのネットを新たに配置した。

中学校チャレンジテストについては、従来、学校が学校の基準によって評価していたものを、府教委が示してきた基準によって評価することとなるため、学校現場において混乱が生じるのではないかと、学校が主体となって評価することが公平ではないかとの趣旨であった。

チャレンジテストは府内の生徒全員が受験するもので、結果によってその学校が府内のどの位置にあるか示し、これにより従来から学校が用いていた独自の基準を補正するものであって、教員が主体的に評価すること自体に変わりはない旨、答弁した。

チャレンジテストは内申書や評価にとって有効に活用できるものであるため、質問にあった、府教委に廃止撤回を求めるとの意見については、本町教育委員会としては撤回の意思はない旨、答弁した。ただし、新たに始まったものであるため、今後、不具合が生じてくれば、府教委と協議し改善を要望していくところである。

委員：吉川中学校生徒の〇157の発症については、中学校給食ではなく家庭での感染であったのか。

事務局：吉川中学校の給食は13日までで、生徒の発症は16日以降であり、他の生徒に同様の症状を訴える者がいないことから、保健所の見解では、学校での感染の可能性は低いのではないかとのことである。

議長：報告は以上である。これで本日の日程は終了した。

次回以降の教育委員会会議の日程は1月度、平成29年1月26日（木）午前9時30分開催予定とする。

議長：これで本日の教育委員会会議を閉会する。

閉会 午前10時18分